

**市立学校における採点業務等効率化システムサービス提供業務に係る
公募型プロポーザル説明書**

1 プロポーザルの目的

教員が負担感・多忙感を大きく感じている採点業務において、広島市立学校のうち小学校1校、中学校32校、高等学校6校、中等教育学校（後期課程）1校（以下「利用対象校」という。）に採点業務等効率化システムを導入し、その活用を促進することで、働き方改革及び個別最適化された学習の推進に資するため、他の自治体での実績を有し、操作性、安全性等において優れた業者による公募型プロポーザルを行い、利用対象校への採点業務等効率化システムのサービス提供業務受託候補者を特定する。

2 業務の概要

(1) 業務名

市立学校における採点業務等効率化システムサービス提供業務

(2) 業務内容

教員が負担感・多忙感を大きく感じている採点業務において、コンピュータを利用した採点・集計のしくみを導入し、正誤判定の効率化や得点集計作業の省力化、正確性の向上を図るとともに、各種分析データを活用できるようにすることで、働き方改革及び個別最適化された学習の推進に資するものとする。

(3) 仕様等

別紙「市立学校における採点業務等効率化システムサービス提供業務基本仕様書」のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日（金）

(5) 概算事業費

11,638,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

(6) 事業担当課

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目4番21号

広島市教育委員会総務部教育企画課（中区役所6階）

TEL 082-504-2479（直通） FAX 082-504-2509

E-mail kyo-kikaku@city.hiroshima.lg.jp

3 プロポーザル参加資格

本業務の提案に参加しようとする者は、次に示す要件をすべて満たすこと。共同企業体での参加は、いずれかの構成員が(1)から(5)までの要件を満たし、かつ、その他の構成員が(1)から(4)の要件を満たす場合に限り認める。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び広島市契約規則（昭和39年規則第28号）第2条の規定に該当しない者であること。
- (2) 公募の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名

停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

- (3) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 令和2・3・4年度の広島市競争入札参加資格の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「役務の提供の施設維持管理業務を除く役務」の登録種目「30-06 情報処理(コンピュータ関連)」に登録されている者であること。
- (5) 採点業務等効率化システムを自社で開発しているか、採点業務等効率化システムの販売代理店等に指名されているなど、採点業務等効率化システムの取扱いが可能であること。

4 公募型プロポーザル手続等

(1) 参加資格の確認

本件公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、参加資格確認申請書（様式1）及び必要な添付書類を提出し、参加資格の確認を受けなければならない。確認の結果、参加資格を有すると確認された者に限り、提案書を提出することができる。

ア 添付文書

- (ア) 応募に係る誓約書（様式2）
- (イ) 業務実績書（様式3）
- (ウ) 広島市税について滞納がないことを証する納税証明書（発行後3か月以内のもの）
 - ※ 市内に事業所がない等の理由により広島市税の納付義務がない場合は、様式2の誓約書において、該当するチェック欄にチェックを入れること。
- (エ) 消費税及び地方消費税について未納がないことを証する納税証明書（発行後3か月以内のもの）

イ 提出場所

上記2(6)の事業担当課

ウ 提出期限

令和4年3月11日（金） 午後5時15分

エ 提出方法

- (ア) 事業担当課に直接提出
- (イ) 配達証明書付き書留郵便による郵送

注：発送が期限内であっても、到着が期限後となった場合は無効とする。

オ 結果の通知

審査後、速やかに参加資格確認結果通知を発送する。

(2) 質問の受付及び回答

ア 提出場所

上記2(6)の事業担当課

イ 提出期限

令和4年3月11日（金） 午後5時15分

ウ 提出方法

質問書（様式4）を作成し、電子メールにて提出すること。

エ 質問に対する回答

質問者に直接回答するとともに、広島市ホームページの本件公募に係る資料等の配布ページに質問と回答を掲載する。

(3) 提案書の提出

ア 提案書は正本1部、副本5部を提出するものとし、その作成に当たっては以下の条件を遵守すること。

(7) 表紙に「市立学校における採点業務等効率化システムサービス提供業務に関する提案書」と記載の上、正本には記名・押印すること。副本には、提案者を特定可能な情報を記載しないこと。

注 やむを得ず提案者を特定可能な情報を記載する場合、該当箇所を黒塗りし、提案者が分からないようにすること。

(イ) 日本語で記載すること（固有名詞を除く。）。

(ウ) 提案書はA4又はA3で作成し、ハードコピーなどのシステム操作画面の説明資料を除き全体でA4の用紙10ページ以内とすること。A3は2ページとして扱い、A4と同じ大きさになるよう三つ折りにすること。なお、表紙、裏表紙及び白紙面は上記ページ数に含めない。

イ 提出場所

上記2(6)の事業担当課

ウ 提出期限

令和4年3月18日（金） 午後5時15分

注：期限後の提出は受け付けない。

エ 提出方法

(7) 事業担当課に直接提出

(イ) 配達証明書付き書留郵便による郵送

注：発送が期限内であっても、到着が期限後となった場合は無効とする。

オ その他

(7) 提案書の再提出は、上記提出期限内に限り認める。なお、部分的な差替えは認めない。

(イ) 提出された提案書は返却しない。

(4) 費用見積書の提出（任意様式）

ア 本年度の契約期間における、費用の見積書を提出すること。

イ 別紙1「提案依頼事項」の4に示すとおり、次年度以降に貴社のシステムの利用契約を締結する場合、利用対象校の増加及び全校展開を想定して、システム利用料及び保守点検費用、その他の必要な費用等の見積書を提出すること。

5 受託候補者の決定

(1) 審査方法

提案書等及び提案書に係るプレゼンテーションを踏まえ、あらかじめ定めた提案の評価基準に従い、採点業務等効率化システム審査委員会において審査し、最も高い点数を得た者を受託候補者として決定する。

なお、プレゼンテーションを欠席したものについては、その提案を無効とする。

(2) 評価基準

別紙2「市立学校における採点業務等効率化システムサービス提供業務受託候補者特定基準」に基づき、提案書等及びプレゼンテーションの内容を踏まえ評価を行う。

(3) プレゼンテーションの実施

ア 上記(1)のとおり、提案書等及びプレゼンテーションの内容を踏まえ、審査を行い、受託候補者を決定する。最高得点を獲得した者が複数いた場合、審査委員会で協議の後、委員長が決定する。

イ プレゼンテーション実施日等

(ア) 日時、場所等

令和4年3月29日午前中を予定しており、詳細は参加者に別途通知する。

(イ) 実施方法

a 1 提案者当たりの説明時間は20分以内とし、時間内に説明が終了しない時は説明を打ち切り、質疑応答を開始することができる。また、説明開始から30分を経過した時点で質疑応答が継続している場合は、その時点で質疑応答を終了することができる。なお、提案者が多数の場合は、説明および質問の時間を調整する場合がある。(詳細は日時等を個別に連絡する際に通知する。)

b 説明は提出した提案書により行うこととし、追加の資料配布は認めない。ただし、提案書に記載されている内容を分かりやすく説明するために、採点システムを操作する様子を記録した動画を再生することは認める。

c 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、WEB会議方式で実施する。なお、実施方法は別途通知する。

d プレゼンテーションへの参加は3名以内とする。

(4) 審査結果

審査結果については、全ての提案者に結果を書面で通知する(4月上旬を予定)。

受託候補者として決定されなかった者は、書面により、自らが提出した提案書について、評価結果(評価基準項目ごとの得点)の開示を求めることができる。評価結果については書面により通知する。

なお、審査の結果(提案者名及び合計点)については、ホームページで公開する。

6 契約

(1) 受託候補者として決定した者と仕様書について協議を行い、協議が整った段階で当該仕様書に基づき見積書を徴取した上、随意契約の手法により契約を締結する。

受託候補者として決定した者と協議が整わない場合には、受託候補者の決定を取り消し、次順位の提案者を受託候補者とした上で、仕様書について協議を行う。その際、受託候補者としての決定を取り消された者は、損害賠償金として入札補償金に相当する額(提案書に記載した「契約期間における費用の概算」額の5%)を広島市に支払うものとする。ただし、天災、人災、法令の変更その他受託候補者の責めに帰すことのできない事由により協議が整わなかった場合には、損害賠償金の支払いを要しない。

(2) 契約保証金

契約を締結する場合には、契約金額の100分の10以上の契約保証金の納付を要する。ただし、広島市契約規則第31条第1号又は第3号に該当する場合は契約保証金の納付を免除

する。

7 その他

- (1) 提案書等の作成、その他プロポーザルの参加に要する経費は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は、受託候補者特定の目的以外には提案者に無断で使用しない。ただし、法令の規定により文書を開示する場合及び提出する場合を除く。
- (3) 市が提示する資料は、参加に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。また、この検討の範囲内であっても、市の了承を得ることなく、第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示したりすることを禁止する。
- (4) 次の場合は失格とする。
 - ア 参加資格を満たさなくなった場合、又は参加資格を満たさないことが判明した場合
 - イ 提案書等の提出書類の内容に虚偽があることが判明した場合
- (5) プロポーザル参加者は、審査委員会の委員の選任後から受託候補者決定の公表までの間において、本契約案件に関し、直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利になるように、委員に対して働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合には、参加資格を失うとともに指名停止の措置を行うことがある。